

利子助成

林業近代化資金利子助成

日本政策金融公庫から指定する資金を借り入れた方に、群馬県が利子の一部を助成いたします

助成対象

1. 林業構造改善事業推進資金
2. 農林漁業施設資金
3. 中山間地域活性化資金

助成率

1. 5%以内

※ただし末端金利（貸付金利－利子助成率）は0.5%以上とします

政府融資

日本政策金融公庫資金

日本政策金融公庫が長期で低利の資金をご融資をします

主な資金

- ・造林資金
- ・利用間伐推進資金
- ・森林整備活性化資金
- ・林業構造改善事業推進資金
- ・農林漁業セーフティネット資金
- ・農林漁業施設資金（主務大臣指定施設・共同利用施設）
- ・中山間地域活性化資金

お問い合わせはこちらどうぞ

日本政策金融公庫 前橋支店 農林水産事業 融資課 027-243-6061

債務保証

農林漁業信用基金信用保証

融資機関からの資金借入れに、独立行政法人農林漁業信用基金が債務を保証します

保証料率

年0.15～1.80%

保証種類

普通保証 根保証 当座借越根保証

保証内容

原則80%保証

注意事項

- ・連帯保証人が必要です
- ・担保が必要な場合があります
- ・出資金が必要です

お問い合わせはこちらどうぞ

独立行政法人農林漁業信用基金 林業調整室 03-3434-7825

林業金融のご案内

経営強化で生産量倍増を目指そう!!

群馬県林業振興課

お問い合わせはこちらまでどうぞ!! 電話 027-226-3237

施設資金

林業・木材産業改善資金

新しい事業を始める、機械や設備を充実させる、働く環境を整えるなど、経営のレベルアップに必要な資金を群馬県が無利子でご融資します

貸付対象	貸付利率	無利子
1.新たな林業部門の経営の開始	貸付限度額	【林業】個人 1,500万円
2.新たな木材産業部門の経営の開始		会社 3,000万円
3.林産物の新たな生産・販売方式の導入		団体 5,000万円
4.安全衛生施設の導入		【木材産業】 1億円
5.福利厚生施設の導入	償還期限	最長10年以内（据置3年）

運転資金

木材産業等高度化推進資金

木材の生産や流通の円滑化や効率的・安定的な林業経営を育成することを目的に、造林・育林・素材生産・製材・木材卸売り等の事業を行う方に低利でご融資します

貸付対象	貸付利率	短期 1.95～2.25%
1.立木や素材、製材などの購入や輸送費		長期 2.20～2.85%
2.素材生産を行うための作業道の開設費	貸付限度額	貸付内容により異なります
3.国産素材の購入や輸送費	償還期限	短期 1年以内
4.間伐等の素材生産、素材・製品の引取や加工費		長期 5年以内
5.木材加工を行うのに必要な作業労賃や電力費等	取扱金融機関	群馬銀行・農林中央金庫
6.木材JAS製品や乾燥材等の高度加工賃や電力費等	独立行政法人農林漁業信用基金 の債務保証をご利用いただけます!!	
7.原木確保協定に基づく立木や素材引取と加工、造林に必要な費用		

ご利用には一定の条件があります
 詳しくはお近くの(環境)森林事務所または
 林業振興課までお問い合わせください

施設資金

林業後継者等特別対策資金

林業経営の改善や事業の拡張をしようとする方のために、群馬県が低利子でご融資します

貸付対象	貸付利率	貸付限度額	償還期限
1. 林業複合経営の開始・拡充	0.50%	1,000万円	10年以内
2. 林業経営の拡充に必要な機械・施設 資材等の購入・設置	0.50%	1,000万円	10年以内
3. 高能率素材生産用機械等の操作技術の習得	0.50%	150万円	5年以内
4. 海外等の林業地の視察・研修	0.80%	150万円	5年以内
5. 教育（林業後継者のみ）	0.80%	150万円	5年以内
6. 住宅の整備（林業後継者のみ）	0.80%	500万円	10年以内
7. 立木の取得	0.50%	1,000万円	10年以内

運転資金

間伐材生産流通資金

間伐の推進と間伐材の有効活用を促進して、健全な森林の育成を図るために、民有林の間伐材生産や流通、加工、製材品の購入・販売を行う方に低利でご融資します

貸付対象	貸付利率	短期 1.70%
1.間伐を行うための経費及び立木取得のための運転資金	貸付限度額	【個人・会社】1千万円以内
2.間伐材を流通させるために要する 運転資金		【協同組合等】5千万円以内
3.間伐材を加工するために要する 運転資金	償還期限	1年以内
4.間伐材による製品の購入及び販売に 要する運転資金	取扱金融機関	群馬銀行